

「第3期京都府障害福祉計画（中間案）」に対する府民意見募集結果

- 1 募集期間 平成23年12月19日（月）～平成24年1月16日（月）
- 2 意見提出件数 10人（団体）／23件
- 3 意見の要旨及びこれに対する府の考え方

| 項 目 | 意見の要旨 | 府の考え方 |
|------|---|--|
| 全般 | ○総合福祉法が新たな段階を迎えるなど、国において障害者制度の改革が進められているが、京都府の計画での位置付けはどうなっているのか。 | ○本計画は、障害者自立支援法の理念を踏まえて、数値目標やサービス等見込量を基に策定するものです。この間の国の大きな動きの中で、京都府の計画にどのような形で位置付けていくかについては、別途、障害者施策全般の計画として策定している障害者基本計画の改訂に向けて検討したいと考えています。 |
| 数値目標 | ○入院中の精神障害者の地域生活への移行について、新たな数値目標が設定されているが、目標達成のための施策はどうなっているのか。 | ○入院中の精神障害者の地域移行については、これまでから、円滑な地域移行の支援を行う「精神障害者退院支援事業」に取り組んできています。また、今年度からはモデル的に山城北圏域で「精神障害者訪問支援事業」に取り組んでいるところです。さらに、4月からは個別給付化される「地域移行支援」「地域定着支援」を行うことにより、一層、地域移行の取組を進めてまいりたいと考えています。 |
| 圏域課題 | ○都市部でのグループホーム・ケアホーム等の規制緩和を進めていただきたい。 | ○グループホーム・ケアホームに係る規制緩和については、これまでから国に対し要望しているところです。現在、国において障害者自立支援法に代わる新たな制度として障害者総合福祉法（仮称）の検討が進められていますが、昨年国の「総合福祉部会」でとりまとめられた同法の骨格に関する提言の中でも規制緩和が検討課題に掲げられており、この動向を踏まえて、検討したいと考えています。 |

| | | |
|----------------|---|--|
| | <p>○京都市サブ圏域の居住系サービスにある制度改正は何のことを指しているのか。内容がわかりにくい。</p> <p>○グループホーム等の表現が各圏域で統一性がとれていない。</p> | <p>○高齢者グループホームでの火災事故を受けて、消防法施行令等が改正され、グループホーム・ケアホームを整備する際の消防設備設置義務等の規制が強化されたことを指しています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、わかりやすい記述に改めます。</p> |
| | <p>○生活の場運営事業所の運営安定化に向けた助成と京都市独自の措置の継続をお願いしたい。</p> | <p>○グループホーム・ケアホームについては、サービス提供事業者の経営安定化について、これまでから国に対し要望しているところですが、4月に報酬改定が予定されており、その状況を踏まえ、今後の対応も検討してまいります。</p> <p>また、京都市独自の措置については、御意見を市にお伝えします。</p> |
| | <p>○障害者の高齢化や重度障害者に対応できる生活介護事業所の整備を各圏域で進めていただきたい。</p> | <p>○現在、国において障害者自立支援法に代わる新たな制度として障害者総合福祉法（仮称）の検討が進められています。</p> <p>障害のある方の高齢化や重度・重複化障害への対応も検討課題として掲げられており、こうした国の状況も踏まえて、今後、市町村と連携して検討してまいりたいと考えています。</p> |
| | <p>○サービス等利用計画作成対象者の拡大で、地域相談支援の実施に必要な相談支援従事者の確保において、日中活動等利用事業所の職員を登用してはどうか。</p> | <p>○サービス等利用計画作成対象者の拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、相談支援の提供体制について、一定の質を確保しつつ、量的拡大を図る必要があることから、従事者の任用のあり方等が国において検討されており、この動向を踏まえて、対応してまいりたいと考えています。</p> |
| <p>サービス見込量</p> | <p>○グループホームとケアホームの関係について、ケアホームは訓練機関ではなくグループホームとは違うとされており、今後の計画では、グループホームとケアホームのサービス見込量を分けることも考えてはどうか。</p> | <p>○御意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p> |

| | | |
|--------|--|--|
| 施策の方向性 | ○就労移行支援事業で、事業所から一般就労が成功すればするほど、事業所の運営が難しくなっており打開策を希望する。 | ○一般就労への支援のあり方については、国において検討されているところであり、各事業所の実態を把握するとともに、国の動向を踏まえて、検討したいと考えています。 |
| | ○グループホーム・ケアホームについて、ある程度の広さ、物理的な空間なども持った、入所施設と一般住宅の中間的なものがほしいと考える。そういうものを整備する事業者を支援する仕組みがないのか。 | ○グループホーム・ケアホームについては、これまでから、国に対し報酬体系の充実等を要望してきたところですが、御意見を踏まえ、生活の場として充実した施設整備ができるよう要望することを検討してまいります。 |
| | ○障害者雇用促進法による短時間雇用も雇用率にカウントされるようになったが、就職率アップとともに障害者のメンタル面の安定に向けた支援を希望する。 | ○引き続き、「はあとふるジョブカフェ」や「障害者就業・生活支援センター」等での就労支援を行う中で、仕事を続けやすい環境づくりのためのきめ細かなアドバイスや、就業面と生活面の一体的な支援などに取り組んでまいります。 |
| | ○サービス提供に係る人材確保と資質の向上に向け、福祉介護人材の処遇改善、事業交付金の恒久化を希望する。 | ○国において恒久化に向け4月からの報酬への反映が検討されているところです。 |
| | ○障害者基本計画にある「レスパイト（一時的休息）のために利用できる施設の充実、施設整備や運営支援」について触れていただきたい。（現状や目標値も設定して） | ○御意見を踏まえ計画に反映します。なお、15頁に短期入所のサービス見込量を記載しています。 |
| | ○障害者基本計画にある「こころの健康推進員、民生児童委員、医療機関、関係機関等、地域における相談指導體制のネットワーク化を図る。」について触れていただきたい。（どのようにネットワークをつくって、そのネットワークで何をするのか？） | ○本計画では、21頁の(5)アの相談支援の機能強化で触れていますが、圏域ごとの障害者自立支援協議会に精神障害に係る専門部会を設置する等して、ネットワーク化を図っているところです。 このネットワークを活用して、関係機関の間で情報共有するとともに、困難事例等への広域的な対応を図っています。 |
| | ○震災・津波・台風などの自然災害が頻繁に起こるようになった。障害のある方（社会的弱者）を軸とした避難訓練を計画的に開催するなどの取組がなされるようお願いしたい。 | ○東日本大震災による障害のある方の被害の実態等を踏まえて、国において非常事態において障害のある方の生命・身体の安全の確保を図るための措置が講じられることとなっており、市町村や関係団体等と連携して適切に対応してまいりたいと考えています。 |

| | | |
|----------|---|---|
| 虐待の防止 | ○障害者への虐待は絶対にやめてほしい。障害者権利擁護センターで虐待防止を支援してほしい。 | ○京都府として、障害者権利擁護センターの設置など虐待の防止に取り組むとともに、市町村の取り組みを支援していきたいと考えています。 |
| | ○成年後見制度利用支援の推進について触れていただきたい。 | ○成年後見制度利用支援は、平成24年度から市町村地域生活支援事業の中で、すべての市町村が取り組むこととされている事業であり、福祉計画においては、各市町村の計画に記載することとなります。 |
| | ○成年後見人が必要な多くの障害者に多くの後見人がつくために、府はどのような取り組みをするのか記されたい。(特に市民後見人の養成、確保について) | ○本年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。京都府では、同法に基づく障害者権利擁護センターを設置し、虐待の防止に取り組みますが、その中で法人後見を受任できる団体への支援や、市町村の取組の支援を行ってまいります。なお、御意見を踏まえ、成年後見について記載します。 |
| 地域生活支援事業 | ○人材育成事業について、手話通訳者、要約筆記者、奉仕員(点訳・朗読)別に量の見込みをあげてもらいたい。「要約筆記者」については、京都府下の現要約筆記者奉仕員450人を、24～25年度に現任研修などでレベルアップし「要約筆記者」に移行する計画が必要である。 ○26年度は「要約筆記者」養成とし、26年度目標は府下7福祉圏域で最低150人養成、合計で600人の要約筆記者が存在するように計画していただきたい。 ○聴覚障害者支援は、手話通訳・要約筆記・触手話・筆談・身振りなど対象者に併せて、多種多様な方法がある。今回の計画では、対象者支援をできる方々の数値が明確にされていないが、より具体的な数値を掲げて、条件整備が進められていくことを望む。 | ○人材育成事業については、これまでから、それぞれのニーズに対応できるよう人材の養成に努めてきたところです。 要約筆記者の養成については、現在関係機関とともに、カリキュラムや実施時期等を検討しているところであり、御意見も踏まえ、できるだけ早期に現任研修等を実施し、養成を進めてまいりたいと考えています。 また、引き続き、市町村、関係機関と連携・協力しながら、必要な人材の養成に努めてまいります。支援の方法ごとの具体的な数値の見込み方等については、要約筆記者の養成と併せて、今後検討してまいります。 |

| | | |
|------------|--|--|
| <p>その他</p> | <p>○補聴器が必要となる条件が、一般の市民の理解に繋がっていないと痛感する。親が耳が聞こえにくくなったので、補聴器をプレゼントするといったことがないように定期的な啓発を展開していただきたい。</p> | <p>○それぞれの障害の特性等については、各圏域の自立支援協議会の取組等において、啓発に努めているところですが、御意見を踏まえ、引き続き、啓発等に努めてまいります。</p> |
|------------|--|--|